

広島県告示第九百十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定によって、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を農林水産大臣から受けた。

令和二年八月十七日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 保安林予定森林の所在場所

庄原市口和町竹地谷字下榎原一二七〇、一二七一、一二七三、一二七五、一二七六、一二七八、字中山五〇〇九の一から五〇〇九の三まで、五〇〇九の五、五〇一〇の一、五〇一〇の三、乙五〇一三、丙五〇一三、五〇一四の三、五〇一八から五〇二一まで、五〇二二の一から五〇二二の三まで、甲五〇二三の一、乙五〇二三、五〇二四、五〇二八、五〇二九、五〇三三の一、五〇三三の二

二 指定の目的

水源の涵養^{かん}

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

- (一) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を広島県農林水産局森林保全課及び庄原市役所に備え置いて縦覧に供する。)